



TCフォーラム 中央情報

2009年6月3日発行
第24号

TCフォーラム
(納税者権利憲章をつくる会)事務局発行
東京都中野区中野
2-13-26-301
電話・03-3382-0124

TCフォーラムの「TC」はTaxpayer Charter (納税者権利憲章)の頭文字を意味しています。

「納税者権利憲章の制定は近い」

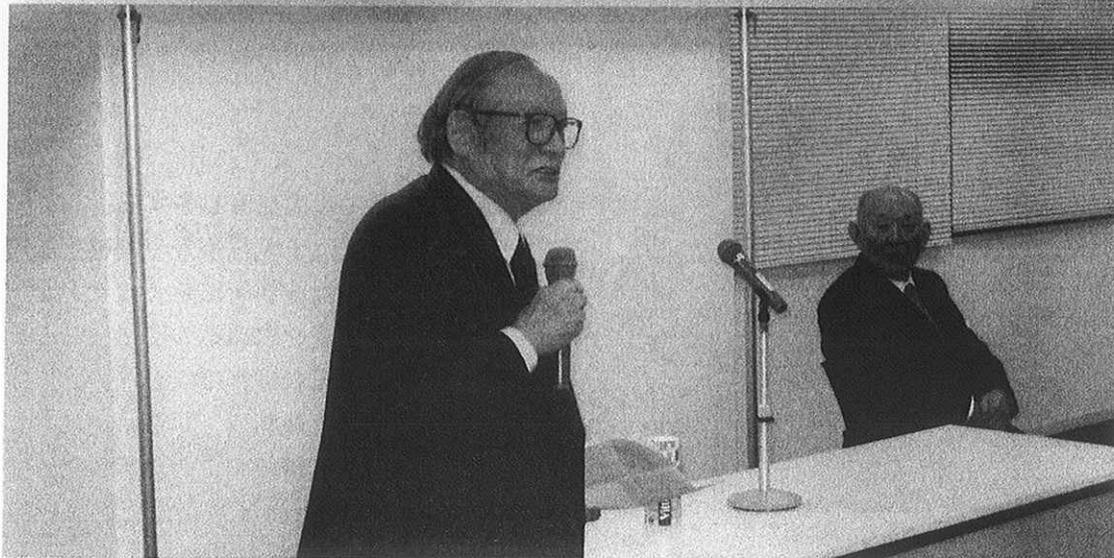
藤井 裕久氏 (民主党税制調査会会長・衆議院議員) 記念講演

さる5月16日(土曜日)、東京税理士会館においてTCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)の第17回定時総会が開催された。総会に先立ち民主党税制調査会会長・衆議院議員の藤井裕久氏に「納税者権利憲章の制定は近い」と題して記念講演をしていただいた。当日は民主党の代表選挙の日で藤井氏は投票を済ませた後、駆けつけてくれた。

記念講演に先立ち、TCフォーラム代表委員

の北野弘久日本大学名誉教授から藤井氏の紹介があった。藤井氏は東京大学法学部を卒業後(本人は東大野球部を卒業後と自己紹介)、北野代表が主税局に勤務していた頃、2年後輩として大蔵省に入省、藤沢税務署長などを歴任し税務行政の第一線にあって税制・税務行政の実情を熟知している。北野代表は入省当時の思い出ばなしをまじえながら、藤井氏の人柄を紹介した。北野代表は一言でいえば藤井氏は「日本

「納税者権利憲章の制定は近い」 井裕久先生(衆議院議員・民主党税制調査会会長、元大蔵大臣)



「藤井さんはオバマのような人」と紹介する北野弘久TCフォーラム代表

のオバマ」のような人だという。もっともオバマのアフガン戦争政策を除いてだが、藤井氏は本当の意味でのリベラリストで、庶民・納税者の立場に立って物事を解決していく人だと紹介した。

藤井氏は1976年（昭和51年）、大蔵省を退官し政界に転身、1977年（昭和52年）、参議院議員に初当選（自民党）。1983年（昭和58年）参議院議員に再選される（自民党）。この間、大蔵政務次官、参議院大蔵委員長などの要職を歴任し、1990年（平成2年）、衆議院議員に当選（自民党）、1993年（平成5年）に新生党から衆議院議員に当選。細川内閣、羽田内閣において大蔵大臣を務める。1996年（平成8年）の衆議院議員選挙では新進党から立候補して当選。新進党税制調査会会長を務めている。2000年（平成12年）自由党、2003年（平成15年）、2007年（平成19年）には民主党から立候補して当選。現在、民主党最高顧問、民主党税制調査会会長の要職にある。

藤井氏は納税者権利憲章の制定は至極当然であるとしたうえ、昨年（2008年）12月に発表した「民主党税制改革アクションプログラム」全体について裏話をまじえて話してくれた。以下藤井氏の講演の要旨を紹介する。

、凡人感大臣)



「納税者権利憲章を制定することは当然のことです、国税不服審判所も根本的に見直しますよ」と民主党アクションプログラムを詳解する藤井裕久氏

納税者権利憲章制定への具体的プロセス

民主党は2007年（平成19年）12月26日に発表した「税制改革大綱—納税者の立場に立ち公平・透明・納得の税制を築く—」においても、「納税者権利憲章（仮称）を制定する」と記述していた。これを引き継ぎ、2008年（平成20年）12月24日に発表した「民主党税制改革アクションプログラム—納税者の立場で公平・透明・納得の改革プロセスを築く—」（以下、「アクションプログラム」という。）においては、納税者権利憲章制定に至る具体的プロセスを書いた。つまり、「2007年税制改革大綱」は納税者権利憲章を制定すると書いてあるだけで、具体的な内容に踏み込んでいない。いわば抽象的な希望を書いただけのものだが、「アクションプログラム」では税務行政の中身についても納税者の立場に立って抜本的・具体的に改革を進めて行くことを盛り込んでいる。つまり、来るべき選挙で与野党が逆転したことを前提にして、納税者権利憲章の具体的内容まで踏み込んでいる点が特徴だ。その特徴は以下のとおりである。

国税不服審判所の見直しをする

現在の国税不服審判所は納税者救済機関としての機能を果たしていない。国税不服審判所は昔の「協議団」から改組されたものだが、相変わらず国税局の下請け機関となっている。審判所の裁決案が国税局の見解と違うときは国税局庁にお伺いをたてなければならないわけだし、人事面でも実質的には税務署の職員がやっている。これを根本的に見直さなければ納税者の権利は護れない。

不服申立前置主義の見直しをする

今の救済制度はまず税務署や国税不服審判所で審理しなければ裁判所に訴えることができない。だいたい救済を求めるのに処分をした役所（行政庁）に訴えなければならないというのはおかしい。救済は裁判所（司法）の仕事なのだから、納税者が直接裁判に訴えることができるようにする。

税務行政だけ事前手続措置を除外しているのはおかしい

1993年（平成5年）11月に制定された行政手続法において行政処分に対する事前手続（例えば処理期間、理由開示、情報提供、代理人、文書の閲覧等々）が規定されたが、税務行政はすべて除外されてしまった。そのため白色申告者に対する更正処分については理由の付記がされない。白色申告であろうと処分理由を開示しないのはおかしい。税金のことこそ一般の行政処分より厳しい事前手続規定が必要だ。今の与党では国税通則法を含めた税務行政の事前手続規定は改正できない。今の与党はやる気がない。民主党が政権をとったら積極的に行政手続法の改正、国税通則法の改正を進める。これが納税者権利憲章の制定を実質的に導くことになる。

政府税調・与党税調を廃止する

今の税制改正のプロセスは不透明で無責任。最後は自民党税調がきめており政府税調はそれをなぞるだけ。政府税調は役にたっていない。与党税調は利益団体の寄せ集めで既得権益の温

床となっている。だから改正税制の中身がバラバラで一貫性がない。「アクションプログラム」は今の政府税調や与党税調を廃止し、財務大臣の下に政治家をメンバーとする税制調査会を新たに設置し、政治家が責任をもって税制改正作業を行うことを提言している。新しい税制調査会の下には税の専門家による専門家委員会を設け、たとえば北野先生のような学者に助言をしてもらおう。絶対に財界や利害関係人を入れない。

「入るを量りて出ざるを制す」による予算編成

今の予算はまず歳出、出るほうから決め、後に歳入、入るほうを決める方法をとっている。これが放漫財政の元凶である。それは今度の麻生内閣の補正予算を見れば分かるように、人気取りのばら撒きになってしまう。民主党はまず入るほう、歳入委員会を国会に設け、歳入を見極めたうえ、それに見合った歳出をきめる方法をとる。そうすれば無駄づかいや放漫な国債発行を防ぐことができる。つまり「入るを量りて出ざるを制す」を基本原則として予算編成をしていく。



76歳とは思えぬはつらつとした口調で、よどみなく税調論を展開する藤井裕久民主党税幹事長

所得税には所得再配分機能をもたせる

所得税にある所得再配分機能を強めることにより格差社会を是正していく必要がある。ただし、そのために最高税率を引き上げるとは実効性が乏しい。なぜなら、高額所得者は納税地を海外に移動してしまうから。それより、現行の所得控除をすべて税額控除に転換する。さらに米国や英国で実施しているような子女控除方式をとり入れる。つまり、子女控除を税額控除とするが、税額で控除しきれない分については現金給付することとする（給付付き税額控除制度）。

給与所得者に対する実額控除制度の導入は無理があるばかりか、かえって給与所得者の税負担を大きくしてしまう。それより現行の特定支出控除を大幅に拡大する方向がよい。給与所得控除は残すが給与所得控除の青天井をやめ、一定の高額給与からは控除をしない。さらに給与所得者も確定申告をすることを原則とするが、年末調整を選択することもできることとする。

所得税は原則として総合課税とし各所得間の損益通算を認めるべきだ。当面、金融資産の間の損益通算を認めたい。やがて他の所得間の損益通算も認めるようにしたい。

相続税は遺産税方式にする

今、与党は相続税の課税方式を日本独自の「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」から「遺産取得税方式」（ドイツ・フランス方式）に変えようとしているが、民主党は逆に「遺産税方式」（米国方式）に変えることを提言している。「遺産税方式」は被相続人（亡くなった人）の気持ちを尊重する仕組みで、遺産の分け方によって税額が違ってこないため公平でもある。

また、中堅資産家を増やすことは日本経済全体を考えた場合大切であることから、相続税は中低資産家に課税しないよう、おおむね亡くなった人の100人中5人程度を課税対象にするようにしたい。

企業に対する租税特別措置は廃止

法人税の税率は国際的な水準から乖離してはいけませんが、実効税率を引き下げている租税特別措置は廃止しなくてはならない。企業に対す

る租税特別措置は実質的には補助金と同じである。目に見える表の補助金はどこの企業にいくらと公表されているのだから、「隠れ補助金」である租税特別措置もどこの企業にいくら軽減しているかを明らかにしなければならない。経団連は、それはだけは勘弁してくれというが、民主党は経団連の評点が下がってもよいから、この点は譲れないといっている。租税特別措置は廃止し、どうしても必要なものであれば、法人税法の本法に規定すればよい。

中小法人の税率引き下げ、中小企業の交際費は全額損金に

現行法では中小企業の法人税率は22%（21年度予算では暫定的に18%に引き下げ）となっているが、民主党はこれを恒久的に11%に引き下げを提言している。特殊支配同族会社の役員給与の一部損金不算入の措置はとんでもない規定なので直ちに廃止する。

交際費は全額経費にするのが原則だと思うが、仲間内での飲み食いまで経費にするのはどうかということによって一定の制限がかかっている。いんちきな交際費は損金としないことは当然だが、中小企業の必要な交際費は全額損金算入にすべきであろう。

消費税増税の前に無駄な歳出をなくし、完全社会保障目的税に

消費税は基幹税として無視できないが、増税する前にまず無駄な支出を徹底的に根絶することが前提となる。たとえば、わが国の特別会計は300兆円にのぼっており、これはネットで200兆円になるがその10%節約するだけで20兆円の資金が浮いてくる。国民が生活費を節約しているのに政府や公的機関が節約しないというのはおかしい。それでも歳入が不足するときには消費税の増税をすることになるが、その場合でも民主党は完全な社会保障目的税、すなわち法律的にも会計的にも社会保障目的税として他のものに使えないようにすることを主張する。この点が政府・与党の単なる社会保障目的化と違うところだ。

消費税の逆進性緩和措置については、食料品などに軽減税率を適用する方法ではうまくいか

ない。その理由は何が食料品かその区分が難しいからである。民主党は消費税の逆進性緩和のため、一定額を税額（所得税額など）から控除する方法、「給付付き消費税額控除」を導入することを主張している。

自動車取得税・自動車重量税を廃止しガソリン税を引き下げる

自動車取得税は完全な二重課税なので廃止する。自動車重量税も廃止し自動車税に統合し一般財源とする。政府・与党はガソリン税の暫定税率を2年間引き下げるとしているが、民主党は暫定税率を永久に廃止することを主張する。ガソリンに対する課税は「地球温暖化対策」として国家資源の配分の問題としてとらえなければならぬ。

酒税、たばこ税は税収確保の問題としてとらえるのではなく（古くは日露戦争の財源として酒税の増徴を行った）、健康確保の観点から課税していくこととしたい。

納税者権利憲章の制定を

以上のように各税法の抜本的見直しについて民主党の考え方を大雑把に述べたが、要は「納税者の立場に立つ」こと、税金を納める人々の立場に立って税制を変えていかなければならないということだ。これまでの税制は納税者よりも為政者の立場に立って決められてきた。それは税務行政にも表れている。民主党は納税者の立場に立った税務行政に根本的に改革を進めて行く。そのためには、まず納税者権利憲章の制

定が必要になる。OECD加盟国30カ国中、先進国で納税者権利保護法がないのは日本だけだ。間近にせまった衆議院選挙に勝つことによって納税者権利憲章の制定はぐっと近づく。頑張りましょう。

会場からの質問……宗教法人課税、輸出戻し税について

Q 宗教法人に対する課税に問題があると思うのですが、藤井先生はどのようにお考えですか。

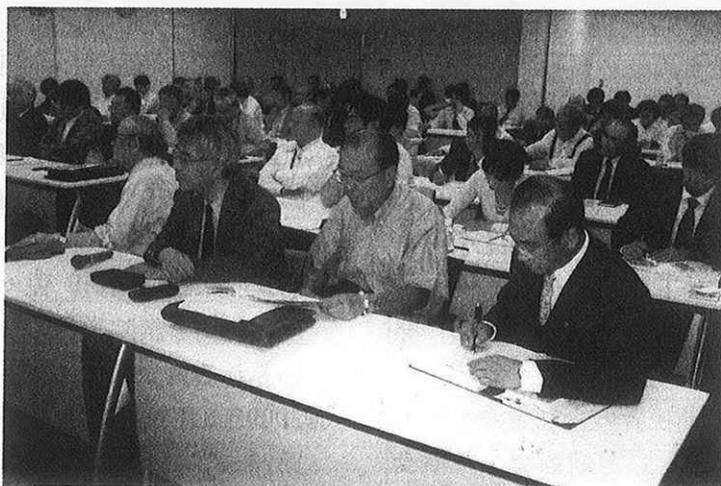
A 村の神社やお寺のお布施に課税しないというのが本来の宗教法人（公益法人）に対する考え方ですが、新興宗教など本来の宗教活動といえない宗教団体に対してはもっと課税を厳しくしていかないといけないと考えています。

Q 消費税にある輸出戻し税制度によって輸出大企業に3兆円もの税金を還付しており、不公平だと思うのですが、輸出戻し税についてどうお考えですか。

A 消費税の還付税額が毎年3兆円に達していることは事実で、そのなかには相当不正な還付もあると思うのです。還付に対する税務調査を厳しくしていく必要があると思います。

（文責、湖東）

残念ながら藤井先生の時間がとれず質疑がこれ以上できなかった。深くお詫びしたい。



緊迫した情勢のなか、全国から定時総会に参加した会場一杯の会員。「藤井先生にもっと質問したかった」という声が……。